

「各種事務事業の取扱い 総務・企画関係事業」について

(1) 広報広聴関係事業

広報紙は、毎月2回発行することとし、内容や配布方法については合併時まで調整する。その他の広報と広聴関係については、原則として合併時に豊川市の制度に統一する。

(2) 自治会・行政区

町内会、区長会の組織については、現行のとおりとするが、平成21年度に、豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行うものとする。